

職業安定法第5条の3により、この書面にて労働条件等を明示します。

令和 年 月 日

求人者の 氏名又は名称			
業務内容	〔雇入れ直後〕 〔変更の範囲〕		
契約期間	☐ 期間の定めなし ☐ 期間の定めあり：雇用契約期間（ ） 契約の更新 ☐ 無 ☐ 有：更新する場合の基準〔 〕 通算契約期間の上限〔 〕年 更新回数の上限〔 〕回		
試用期間	☐ 有：期間 ○か月〔試用期間中の労働条件の変更 有・無（注）〕 ☐ 無		
就業場所 (事業所名・住所)	〔雇入れ直後〕 〔変更の範囲〕		
就業時間	始業（ 時 分）～ 終業（ 時 分）		
休憩時間	時 分 ～ 時 分（ 分）		
休日			
時間外労働	☐ 有（月平均 時間） ☐ 無		
賃 金	基本給（月給・日給・時間給） 円 定額的に支払われる手当 円 通勤手当 昇給に関する事項		
加入保険	☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険 ☐ 労災保険 ☐ 雇用保険		
雇用形態			
就業場所における 受動喫煙防止措置	☐ 屋内禁煙 ☐ 屋内原則禁煙（喫煙室あり） ☐ 敷地内禁煙（喫煙場所 有・無） ☐ その他（ ）		
(特記事項)	☒ 私ども求人企業は、職業安定法第5条の6第1項各号に規定する求人不受理の対象には該当いたしません。		

(注) 試用期間と本採用が一つの労働契約であっても、試用期間中と本採用後で労働条件が異なる場合、それぞれの労働条件を明示しなければなりません。また、有期労働契約が試用期間としての性質を持つ場合には、試用期間となる有期労働契約期間中の労働条件を明示しなければなりません。